

会員規約

第1章 総則

- 第1条 (名称) このスクールは【ONE STARゴルフスタジオ】(以下当スクールという)と称する。
第2条 (運営・管理) 当スクールの運営管理は、(株)ニュープラス・ワン(以下当社という)が行う。
第3条 (所在地) 当スクールは、東京都目黒区自由が丘2-17-6THE FRONT B1に置く。

第2章 会員

- 第4条 (会員資格) 当スクールの会員となる為には、次の要件を備えていなければならない。
(1) 本規約、その他当スクールが定める事項を承認し、遵守する者
(2) 当スクールの施設を利用するうえで、健康状態に支障がない者
(3) 当スクールの会員として、品位と社会的信用がある者、及び当スクールが適当と認めた者
(4) 反社会的勢力との関わり、それに準ずる組織、団体、またはそれを構成している者との関わりがない者
- 第5条 (入会手続き) 1.当スクールに入会を希望する場合は、所定の申込手続きを行うこととする。
2.未成年者が入会する場合は、その保護者が本規約、その他当スクールが定める事項に基づく責任を本人と連携して負うものとする。
3.当スクールは、入会の申込を承認しない事が出来るものとし、その理由を明示する必要がないものとする。
- 第6条 (入会金・会費等) 1.会員は、当スクールが定める入会金及び会費等を、当スクールが定める方法にて当社に納入するものとする。
尚、納入した入会金及び会費等は理由の如何を問わず、一切返還されないものとする。
2.会費は、毎月規定日に、民間金融機関や郵便局の口座振替、その他当社規定支払方法により、翌月分の会費を納入するものとする。
- 第7条 (会員資格の喪失) 会員は次の各号のいずれかに該当する場合は、その会員資格を失うものとする。
(1) 退会
(2) 死亡
(3) 除名
(4) 運動に支障のある健康状態になった場合
(5) 会員として相応しくないと当スクールが判断した場合
(6) 本規約、その他当スクールが定める事項に違反した場合
- 第8条 (退会・休会) 1.退会・休会は、本人より、所定の退会・休会手続きがなされた場合、退会・休会と致します。
2.会員が当スクールを退会・休会をする場合は、当スクールが定める締切日までに所定の手続きを行うものとする。
3.退会する会員は、入会金及び会費等に未納がある場合、これを直ちに完納するものとする。
4.毎月10日までの届出受理により、月末締として翌日より退会・休会扱いとなり、会費自動振替を中止するものとする。
- 第9条 (除名) 当スクールは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、除名することが出来る。
(1) 会費等を3ヶ月以上滞納した場合
(2) 当社、または当スクールの名誉、信用を著しく毀損、または秩序を乱した場合
(3) 当スクールの施設を故意に破損した場合
(4) 入会に際して虚偽の申告が判明した場合
(5) 当スクールで、宗教党の勧誘、または営利行為を行った場合
- 第10条 (施設の利用) 1.会員は、当スクールの施設を利用する際は受付表に署名することとする。
2.当スクール施設の利用は営業時間内に限るものとする。
3.当スクール施設の利用にあたっては、当スクールスタッフの指示に従うものとする。
4.当スクールは、特別行事を開催する場合、またはその他施設の維持管理上必要な場合は、施設の一部または全部について、その利用を制限する。
5.退会・休会中の当施設の利用は認めないものとする。
- 第11条 (会員の関与) 会員は、当スクールの運営管理について関与する権限を持たない。
第12条 (責任事項) 1.会員は、自己の責任、負担において、当スクールを利用するものとする。
2.施設利用にあたって発生した盗難、傷害、死亡、その他事故について、当社および当スクールは一切の責任を負わない。

第3章 レッスン

- 第13条 (レッスン実施日) 1.レッスン実施日は、当スクールが別途定めるものとする。
2.毎月営業日数は28日を基本とし、別途月内に振替専用日を設ける場合がある。

第4章 その他

- 第14条 (休業日) 1.休業日は、当スクールが別途定めるものとする。
2.当スクールが業務上やむを得ないと判断した場合、臨時に休業日を設けることが出来る。
3.前項の場合、会員は当社および当スクールに対する異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求をすることが出来ない。
- 第15条 (営業時間) 当スクールの営業時間、利用時間等は別途定める。
- 第16条 (変更事項) 会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合は直ちに当スクールへ届け出るものとする。
- 第17条 (料金の改定) 当スクールは、社会情勢の変動等において、入会金及び会費等を随時改定出来るものとする。
- 第18条 (欠席及び振替) 1.会員は、予約レッスンを欠席または振替する際には、当スクールが定める期日までに届出をするものとする。
2.レッスン開始後の欠席は、理由の如何を問わず認められない。
- 第19条 (規約改定並びに効力) 当スクールは、本規約の改定および変更を随時出来るものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとする。
この場合、会員は当社及び当スクールに対し異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求をすることが出来ない。

付則

本規約は、2021年7月1日より施行する。

ONE STARゴルフスタジオ自由が丘